

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和元年8月2日（令和元年（行個）諮問第60号）

答申日：令和4年1月24日（令和3年度（行個）答申第118号）

事件名：本人に対する休業補償給付の不支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成31年特定日付けで、特定労働基準監督署長が、開示請求者の労働者災害補償保険給付支給請求に係る決定を行う際に作成した実地調査復命書及び添付資料一切。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成31年4月5日付け神個開第30-862号により神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

不開示とされた聴取書、報告書、意見書等に係る記述及び特定の法人からの報告内容は、不支給処分がどのような意見で判断されたのかを知るための極めて重要な項目であり、またこの法人が調査対象になったのかは、当然推測できる範囲である。

したがって、聴取先法人の印章やバーコード詳細等の業務上で使用する事務的なもの、役職、個人名のみを不開示とすればよく、それ以外の内容については開示を強く求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである（補充理由説明書は、文書1②の不開示情報該当性として法14条7号柱書きを追加するものである（下記3（2）ウ（ア）下線部）。）。

## 1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成31年3月7日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対し処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はその取消しを求めて、令和元年5月10日付けで本件審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報については、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示することとし、その余の部分については、不開示とすることが妥当であると考えます。

## 3 理由

### (1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報が記録された文書は、具体的には、別表の1欄及び同注1に掲げる文書1ないし文書47の各文書である。

### (2) 不開示情報該当性について（別表の2欄に掲げる部分）

#### ア 法14条2号該当性について

(ア) 文書1②、2①、3、6①、10①、22②、24①、26①、27①、28①、29、30①、32①、34①、35①、36、37①、42①、43①、46①及び47は、審査請求人以外の個人の住所、氏名等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。当該部分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1③、26②、27②、30②、32②、34②、35②、42②、43②及び46②は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取をした内容等である。当該部分は、これが開示された場合、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

#### イ 法14条3号イ該当性について

(ア) 文書6②、10②、22①、23、24②及び37②は、特定事業場等の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものであることから、当該部分が開示された場合、偽造により悪用されるなど、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ

がある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1①、2②、6③、7ないし9、10③、11ないし21、28②、44及び45は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていな内部情報である。当該部分は、これが開示された場合、その内容に不満を抱いた労災請求人等から当該事業場が不当な干渉を受けることが懸念され、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性について

(ア) 文書1②及び③、26②、27②、30②、32②、34②、35②、42②、43②及び46②は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定監督署の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容等である。当該部分は、これが開示された場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難となり、監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1①、2②、6③、7ないし9、10③、11ないし21、28②、38、44及び45は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていな内部情報である。これらの文書は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、これを開示した場合、当該事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせ、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、原処分における不開示部分のうち一部を開示することとした上で、その余の部分（別表の2欄に掲げる部分）については、不開示とすることが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年8月2日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月4日 審議
- ④ 令和3年6月17日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同月30日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 令和4年1月19日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示とされた部分のうち一部の開示を求めている。

これに対して諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分のうち一部を開示することとするが、その余の部分については、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）の記載から、「法人の印章やバーコード詳細等の業務上で使用する事務的なもの」及び個人の「役職、個人名」については開示を求めているものと解される。このため、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、これらに該当することが明らかな開示請求者以外の個人の職氏名（署名及び印影による氏名表記を含む。）、法人の印影並びに書類管理システム上の管理番号である英数字、URL及びQRコード（別表の3欄に掲げる部分）については、判断しない。

##### 2 不開示情報該当性について

###### （1）開示すべき部分（別表の4欄に掲げる部分）について

###### ア 通番2

当該部分は、特定疾患等の業務起因性の判断のための調査復命書（以下「調査復命書」という。）の「事業場内における被災労働者の位置づけ」の一部であり、特定監督署による聴取の被聴取者を示す記号部分である。当該部分は、同じ行に記載されている被聴取者の職氏名と併せて見ると、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

法15条2項に基づく部分開示について検討すると、当該部分は個

人を識別することができる部分には該当せず、当該部分を開示しても、派遣元事業場及び派遣先事業場（以下「両事業場」という。）の関係者が聴取を受けた事実が明らかになるのみである。また、両事業場の関係者が聴取を受けた事実は、原処分において開示されている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、当該部分を開示しても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であることから、これを開示しても、労働基準監督機関における労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番3，通番15，通番18，通番19及び通番21

当該部分は、審査請求人の主治医の意見書の記載の一部及びそれを引用した調査復命書の記載である。当該部分は、原処分において開示されている情報と同様の内容若しくはそれから推認できる内容であるか、又は事務的な記載であると認められる。

このため、当該部分は、仮に法14条2号本文に規定する開示請求者以外の個人に関する情報に該当するとしても、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記アと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番4，通番23，通番25及び通番29

当該部分（通番4を除く。）は、聴取書及び面接結果調査書に記載された被聴取者（被面接者）の職業（職名）の記載の一部及び聴取（面接）場所の記載であり、具体的には、両事業場の名称である。通番4は、これに対応する資料一覧中の記載である。

当該部分は、各文書に記載された被聴取者（被面接者）の職氏名と併せて見ると、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、両事業場の関係者から聴取が行われた事実は、原処分において開示されている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

エ 通番5，通番6，通番8，通番12及び通番14

当該部分は、派遣元事業場の提出資料の記載の一部及びそれに対応する特定監督署作成の資料一覧中の資料名である。当該部分（通番 8 を除く。）は、原処分において開示されている情報と同様の内容であるか、又は審査請求人の労災請求手続及び同人が提起した雇用問題に関する争訟手続に係る文書及びその文書名であり、通番 8 は、派遣元事業場の審査請求人が所属した支店の担当地域や人員構成の概要である。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関における労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法 14 条 3 号イ及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

なお、当該部分のうち通番 12 及び通番 14 には審査請求人以外の個人の職氏名が含まれているが、これらは審査請求人自身の申立書及び同人に送付された文書の一部であり、同人が各文書の写しを保有していることは明らかであるから、個人の職氏名を含め、その全体を開示することが相当である。

#### オ 通番 7 及び通番 10

当該部分は、派遣元事業場提出資料である当該事業場の会社概要及び審査請求人との間の雇用契約書（兼）就業条件明示書に付された資料番号であるが、事務的な内容にすぎないと認められる。

したがって、当該部分は、上記エと同様の理由により、法 14 条 3 号イ及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### カ 通番 17

##### （ア）通番 17（1）

当該部分は、診療録の調剤欄及び鑑査欄に押印された薬剤師の確認印のうち調剤済みの旨の文言及び日付である。

当該部分は、当該印影中の薬剤師の氏名と併せて見ると、法 14 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当せず、開示すべきである。

##### （イ）通番 17（2）

当該部分は、診療録に記載された特定の個人の連絡先電話番号で

ある。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、諮問庁が開示することとしている情報と同じ内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

キ 通番22

当該部分は、特定監督署からの照会に対する特定の地方公共団体からの救急活動状況についての回答文書の冒頭の一部であるが、当該文書に含まれる個人情報の取扱いに関して留意すべき一般的な内容が記載されているにすぎない。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

ク 通番24及び通番26

当該部分は、聴取書に記載された被聴取者からの聴取内容の一部であり、派遣先事業場における審査請求人の勤務時期及び業務内容の記載である。

当該部分は、聴取書に記載された被聴取者の氏名と併せて見ると、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当するが、そのうち当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記アと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の4欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法14条2号該当性について

通番23及び通番25は、聴取書に記載された被聴取者の住所、生年月日数字部分、年齢及び指印(指印は通番25に限る。)である。当該部分は、それぞれ一体として、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人を識別することができることとなる部分であることから、法15条2項に

よる部分開示をすることはできない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

通番3，通番15，通番16，通番18ないし通番20，通番24，通番26及び通番30は、主治医の意見書及び調査復命書に記載された医師の意見並びに聴取書及び面接結果調査書に記載された関係者からの聴取内容の一部であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、労災保険給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、医師又は被聴取者が、自身が認識している事実関係等について直接的な申述、意見等を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側のいずれか一方に不利になる申述、意見等を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関における労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番1，通番8及び通番9

当該部分は、調査復命書、派遣元事業場の組織図及び派遣元事業場本社と派遣先事業場との間の労働者派遣基本契約書の記載の一部である。当該部分は、具体的には、上記基本契約書の内容のほか、派遣元事業場の労働者数、同本社に属する各支店等の業務別社員数及び派遣社員数である。

当該部分は、派遣元事業場及び派遣先事業場の内部情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。このため、当該部分は、これを開示すると、これらの事業場の内部事情が明らかとなり、各事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番5，通番6，通番11，通番13，通番27及び通番28

当該部分（通番5を除く。）は、派遣元事業場の提出資料の記載の一部であり、通番5は、資料一覧中の対応する資料名である。これらの資料は、具体的には、審査請求人の労災請求手続及び同人が提起した雇用問題に関する争訟手続において派遣元事業場が提出した資料及びそこに記載された派遣元事業場の見解、関係官署から派



遣元事業場に送られた文書並びに派遣先事業場の部内の記録であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、両事業場を始めとする事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせるなど、労働基準監督機関における労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### 3 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付に係る決定を不服として、神奈川県労働者災害補償保険審査官に対し労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、同審査官による決定がなされ、審査請求人に対して既に当該決定書の送付がなされているとのことである。

原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書の送付により、当該決定書記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

### 4 付言

文書6の4頁及び5頁は、特定時期における派遣先事業場における従業員のシフト表であり、従業員の氏名とこれらの者の休出勤状況及び各日の職種別出勤社員数が記載されている。処分庁は、原処分において、当該部分を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとした上で、法14条各号に該当しないとして、審査請求人に係る部分のみならずその全てを開示しており、諮問庁もそれを妥当としている。

しかしながら、当該部分（各日の職種別出勤社員数の行を除く。）には、行ごとに審査請求人を除く従業員の氏名とその休出勤状況が記載されており、これらは審査請求人以外の個人に関する情報であって、当該従業員個人を識別することができるものであり、審査請求人を識別することができる情報を含まないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報であるとは認められない。また、その余の部分は、派遣先事業場の内部情報であり、同条3号イに該当するものとして、本来、不開示とすべきものであったと認められる。

処分庁は、原処分において、法の運用を誤り、審査請求人以外の個人情報その他の不開示とすべき情報を開示したものであり、今後は、法の適切な運用に努める必要がある。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号及び文書名		2 諮問庁がなお不開示を維持するとして いる部分		3 2欄のうち審査請求人が開示を求めている部分		4 2欄のうち開示すべき部分	
		該当箇所	法14条各号該当性	通番			
文書 1	特定疾患等の業務起因性の判断のための調査復命書	① 1頁労働者数, 7頁数字不開示部分	3号イ, 7号柱書き	1	—	—	—
		② 7頁不開示部分(①を除く。)	2号, 7号柱書き	2	個人の職氏名	上から1番目及び2番目の部分各1文字目	
		③ 10頁不開示部分(項番(8)を除く。)	2号, 7号柱書き	3	—	項番(9)	
文書 2	資料一覽	① 2頁No. 62及びNo. 63の不開示部分	2号	4	No. 62の12文字目ないし最終文字, No. 63の24文字目ないし最終文字	No. 62の1文字目ないし11文字目, No. 63の1文字目ないし23文字目	
		② 1頁不開示部分, 2頁No. 64及びNo. 65の不開示部分	3号イ, 7号柱書き	5	2頁No. 64の11文字目ないし23文字目, No. 65の28文字目ないし34文字目	1頁No. 11, No. 24, No. 27	
文書 3	休業補償給付支給請求書等	1頁医師署名及び印影, 4頁及び5頁氏名	2号	—	全て	—	
文書 6	給与明細書等	① 9頁事業場担当者氏名	2号	—	全て	—	
		② 8頁及び10頁の事業場印影	3号イ	—	全て	—	
		③ 8頁及び10頁の不開	3号イ, 7	6	—	8頁下から	

		示部分（②を除く。）	号柱書き			2行目14文字目ないし最終文字, 10頁標題, 本文1行目, 2行目16文字目ないし最終文字
文書7	会社概要	1頁ないし3頁欄外英数字（3頁URLを除く。）、3頁右上の記載	3号イ, 7号柱書き	7	1頁ないし3頁欄外英数字	3頁右上の記載
文書8	組織図	不開示部分全て	3号イ, 7号柱書き	8	個人の職氏名, 欄外英数字	派遣元事業場横浜支店の事業・人員構成欄（数字を除く。）
文書9	就業規則	欄外英数字	3号イ, 7号柱書き	—	全て	—
文書10	時間外労働・休日労働に関する協定届①	① 労働者代表者職氏名及び印影	2号	—	全て	—
		② 事業場印影	3号イ	—	全て	—
		③ 欄外英数字	3号イ, 7号柱書き	—	全て	—
文書11	労働者派遣基本契約書	不開示部分全て	3号イ, 7号柱書き	9	派遣元及び派遣先事業場代表者の氏名及び事業場印影	—
文書12	雇用契約書（兼）就業条件明示書②	1頁右上の記載, 各頁欄外英数字	3号イ, 7号柱書き	10	各頁欄外英数字	1頁右上の記載
文書13	勤怠実績表	各頁欄外英数字	3号イ, 7号柱書き	—	全て	—
文書14	賃金台帳	欄外英数字	3号イ, 7号柱書き	—	全て	—
文書15	健康保険・厚	欄外英数字	3号イ, 7号柱書き	—	全て	—

	生年金 保険喪 失証明 書					
文書 16	人間ド ック成 績表	欄外英数字	3号イ, 7 号柱書き	—	全て	—
文書 17	事業場 提出資 料①	不開示部分全て	3号イ, 7 号柱書き	11	個人の職 氏名, 欄 外英数字	—
文書 18	給与振 込依頼	欄外英数字	3号イ, 7 号柱書き	—	全て	—
文書 19	事業場 提出資 料②	不開示部分全て	3号イ, 7 号柱書き	12	—	全て(個人 の職氏名を 含む。)
文書 20	事業場 提出資 料③	不開示部分全て	3号イ, 7 号柱書き	13	個人の職 氏名, 1 頁ないし 5頁欄外 英数字	—
文書 21	事業場 提出資 料④	不開示部分全て	3号イ, 7 号柱書き	14	—	全て(個人 の職氏名を 含む。)
文書 22	事業主 あて資 料提出 依頼文 書	① 3頁事業場印影 ② 4頁事業場担当者氏名	3号イ 2号	— —	全て 全て	— —
文書 23 文書	就業規 則(変 更)届	1頁事業場印影	3号イ	—	全て	—
文書 24	時間外 労働・ 休日労 働に関 する協 定届②	① 1頁労働者代表者職氏 名及び印影 ② 1頁事業場印影	2号 3号イ	— —	全て 全て	— —
文書 26	意見書 ①	① 1頁医師署名及び印影 ② 1頁不開示部分(①及 び「依頼事項にかか る意見」欄項番8の 不開示部分を除く。)	2号 2号, 7号 柱書き	— 15	全て —	— 「依頼事項 にかか る意見」 欄項番 9
文書 27	意見書 ②	① 1頁医師署名及び印影 ② 1頁不開示部分(①を	2号 2号, 7号	— 16	全て —	— —

		除く。)	柱書き			
文書 28	診療録	① 3頁ないし6頁看護師氏名, 14頁ないし22頁及び27頁ないし37頁の出力者氏名, 59頁ないし62頁記載者氏名, 60頁看護師等氏名, 68頁, 70頁及び71頁の検査担当者氏名, 82頁及び85頁ないし90頁の薬剤師氏名, 95頁看護師氏名, 96頁検査者氏名, 99頁及び101頁の看護師氏名, 102頁ないし106頁印影, 107頁及び108頁の看護師氏名, 109頁ないし111頁の記入者及び医師の氏名, 112頁及び113頁の医師氏名, 114頁ないし119頁の氏名, 署名及び印影, 120頁及び122頁ないし124頁の医師の署名及び印影, 125頁ないし135頁看護師等氏名, 127頁連絡先, 137頁ないし192頁(142頁, 167頁, 169頁ないし173頁, 179頁, 180頁及び185頁を除く。)の看護師等氏名	2号	17	各頁個人の氏名, 署名及び印影	(1) 115頁ないし119頁の調剤欄及び鑑査欄の印影の上二段部分 (2) 127頁連絡先
		② URL(92頁ないし124頁), QRコード(94頁, 95頁, 98頁, 102頁ないし106頁及び109頁ないし113頁)	3号イ, 7号柱書き	—	全て	—
文書 29	意見書 ③	2頁医師印影	2号	—	全て	—
文書 30	意見書 ④	① 1頁医師印影 ② 1頁不開示部分(①を除く。)	2号 2号, 7号柱書き	— 18	全て —	— 項番10及び12
文書 32	意見書 ⑤	① 2頁医師署名及び印影 ② 2頁不開示部分(①を	2号 2号, 7号	— 19	全て —	— 項番10

		除く。)	柱書き			
文書 34	意見書 ⑥	① 1頁医師署名及び印影 ② 1頁不開示部分(①を除く。)	2号 2号, 7号 柱書き	- 20	全て -	- -
文書 35	意見書 ⑦	① 2頁医師署名及び印影 ② 2頁不開示部分(①を除く。)	2号 2号, 7号 柱書き	- 21	全て -	- 全て
文書 36	診療録 ④	1頁氏名	2号	-	全て	-
文書 37	健康保 険受診 歴	① 1頁担当者氏名 ② 1頁理事長印影	2号 3号イ	- -	全て 全て	- -
文書 38	救急活 動状況 の照会 について(回 答)	1頁不開示部分	7号柱書き	22	-	全て
文書 42	聴取書 ④	① 1頁「住所」, 「職 業」, 「氏名」, 「生年月 日」の各欄, 6行目不開示 部分, 5頁16行目署名及 び印影 ② 1頁8行目ないし5頁 15行目不開示部分	2号 2号, 7号 柱書き	23 24	1頁「職 業」欄1 2文字 目, 13 文字目, 氏名, 5 頁16行 目署名及 び印影 個人の氏 名	1頁「職 業」欄1文 字目ないし 11文字 目, 6行目 1頁14行 目ないし2 3行目4文 字目, 28 文字目ない し最終文 字, 2頁1 行目1文字 目ないし1 1文字目
文書 43	聴取書 ⑤	① 1頁「住所」, 「職 業」, 「氏名」, 「生年月 日」の各欄, 7行目及び8 行目不開示部分, 6頁19 行目署名及び指印 ② 1頁9行目ないし6頁	2号 2号, 7号	25 26	1頁「職 業」欄2 行目, 氏 名, 6頁 19行目 署名 個人の氏	1頁「職 業」欄(1 行目に限 る。), 7 行目, 8行 目 1頁15行

		1 8 行目不開示部分	柱書き		名	目 9 文字目 ないし 1 6 行目 1 1 文 字目, 2 2 行目 1 文字 目ないし 6 文字目, 2 3 行目 8 文 字目ないし 2 4 行目, 2 頁 1 行目 1 文字目な いし 2 6 文 字目
文書 4 4	事業場 提出資 料⑤	1 頁不開示部分	3 号イ, 7 号柱書き	2 7	個人の職 氏名	—
文書 4 5	事業場 提出資 料⑥	1 頁及び 2 頁不開示部分	3 号イ, 7 号柱書き	2 8	各頁個人 の職氏名	—
文書 4 6	面接結 果調査 書	① 1 頁「面接場所」欄, 「面接者職氏名」欄	2 号	2 9	面接者職 氏名 9 文 字目ない し最終文 字	面接場所, 面接者職氏 名 1 文字目 ないし 8 文 字目
		② 1 頁「面接結果」欄不 開示部分	2 号, 7 号 柱書き	3 0	個人の氏 名	—
文書 4 7	地方労 災医員 意見書	1 頁医師署名	2 号	—	全て	—

(注 1) 原処分において全て開示されている以下の文書は、記載を省略した。

文書 4 (申立書), 文書 5 (雇用契約書 (兼) 就業条件明示書①), 文書 2 5 (関係資料), 文書 3 1 及び文書 3 3 (診療録②及び③), 文書 3 9 ないし文書 4 1 (聴取書①ないし③)

(注 2) 以下の部分は、2 欄に掲げる部分から 4 欄に掲げる部分を除く部分の全てが審査請求人が開示を求めない部分に該当する。

通番 2, 通番 4, 通番 7, 通番 1 0, 通番 1 2, 通番 1 4, 通番 1 7, 通番 2 1, 通番 2 2 及び通番 2 9

(注 3) 2 欄の該当箇所の記載方法を当審査会事務局において整理した。